

V 社会 正答表並びに採点上の注意 追検査（令和2年度）

問1	(ア)	EU	2点
	(イ)	4	3点
	(ウ)	2	3点
	(エ)	3	5点

問2	(ア)	山陰	2点
	(イ)	3	3点
	(ウ)	2	2点
	(エ)	3	4点
	(オ)	4	4点

問3	(ア)	紀元前 500 年から 紀元前 401 年まで	3点
	(イ)	2	2点
	(ウ)	2	3点
	(エ)	4	3点
	(オ)	3	3点

問4	(ア)	1	3点
	(イ)	5	3点
	(ウ)	3	3点
	(エ)	1	4点

問5	(ア)	(i)	1	2点
		(ii)	3	3点
	(イ)	4	3点	
	(ウ)	か	契約	両方 できて 3点
		き	D	
(エ)	1	4点		

問6	(ア)	あ	公共の福祉	両方 できて 4点
		い	A	
	(イ)	1	3点	
	(ウ)	2	3点	
(エ)	4	3点		

問7	(ア)	4	3点
	(イ)	1	3点
	(ウ)	憲法に違反し	6点
		ている法律	
(エ)	6	5点	

採点上の注意

【問題全般について】

- 中間点は、問7(ウ)以外には設けないこと。
- 疑問点は、複数の採点者及び点検者によって判断し、校内で統一すること。
- 誤字・脱字（句読点に係る誤りを含む）の判断については、校内で統一すること。

【中間点のない記述問題について】

- 問3(ア)については、「500」と「401」の二つともできて正答とする。

【中間点のある記述問題について】

- 問7(ウ)について
 - ・ 正答例以外であっても、与えられた条件をすべて満たし、次の「**得点項目A**」，「**得点項目B**」の条件をともに満たす場合は正答として6点を与え、「**得点項目A**」のみを満たす場合は3点を与える。

得点項目A （裁判所が、）憲法に違反しているもの（を無効にできる）という趣旨が読み取れること。

得点項目B **得点項目A** の記述において、「憲法に違反しているもの」が、国会が制定した法律（法）であるという趣旨が読み取れること。

- ・ 指定語句は「憲法」である。
- ・ 指定語句を含め、誤字・脱字については、その数にかかわらず1点減点とする。
- ・ 指定語句が脱落している場合は、該当の得点項目について0点とする。
- ・ 誤っていることを書き加えている場合は、該当の得点項目について0点とする。
- ・ 0点となった得点項目にある誤字・脱字については減点しない。
- ・ 誤字・脱字がある場合も含めて、中間点は5点、3点、2点となる。